

◆製造所固有記号による表示

原則として、同一製品を2以上の製造所で製造している場合は、あらかじめ消費者庁に届け出た製造所固有記号を表示することで、製造所の所在地と製造者の氏名(名称)の表示に代えることができます。

*「同一製品」とは、同一の規格で同一の包材を使用した製品のこと

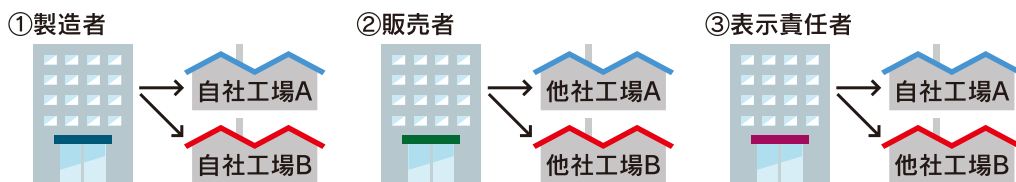
「同一製品」に該当しない例

- ①原材料、添加物の配合が同一であるが、内容量が異なるもの
- ②通常パッケージと異なり、キャンペーンや季節仕様のデザインが印刷されているもの



*「2以上の製造所」とは、次の①～③に該当する場合

- ①自社の2以上の工場で製造している場合
- ②他社に製造を委託して2以上の工場で製造している場合
- ③自社の工場と他社に製造を委託した工場で製造している場合



*製造所の所在地と製造者の氏名(名称)を知ることができる方法を、次の表示例のように表示する必要があります。

表示例①

一括表示の枠内に製造所固有記号について回答する者の連絡先を表示

名 称	
原材料名	
添 加 物	
原料原産地名	
内 容 量	
消費期限	
保存方法	
製 造 者	〇〇株式会社 + A a 愛媛県松山市〇〇町〇〇番地 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
お客様ダイヤル	

製造所固有記号を表示する場合は、製造所固有記号の前に「+」を表示します。

表示例②

一括表示の枠外に製造所固有記号が表す内容を表示したウェブサイトのアドレスを表示

名 称	
原材料名	
添 加 物	
原料原産地名	
内 容 量	
消費期限	
保存方法	
販 売 者	△△株式会社 + B b 愛媛県松山市△△町△△番地

当社ウェブサイトアドレス
http://www.

*消費者庁の製造所固有記号制度届出データベースが、平成28年4月から運用されています。